

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします

所定疾患施設療養費について

- 1.対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 2.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
- 3.診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

- 肺炎 血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
- 尿路感染 血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

診断名／年月		令和3年度					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	2	4	2	2	3	3
	治療日数	6	19	10	10	11	15

診断名／年月		令和3年度					
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	人数	6	2	1	2	2	2
	治療日数	27	9	5	10	9	10